



えっ!?

出向から本体に帰れない!

私の将来はどうなるの?



~Part 3~

えっ!? 出向から本体に帰れない! 私の将来はどうなるの? ~Part 1~

東京圏内に組合加入の出向社員から切実な相談が並びました。
以下、会社とのやりとりの紹介です。



えっ!? 出向から本体に帰れない! 私の将来はどうなるの? ~Part 2~

会社は就業規則により出向を命じています!

第28条 会社は、業務上の必要がある場合、社員に転勤、(中略)、出向(中略)等を命ずる。

2 社員は、前項の場合、正当な理由がなければこれを拒むことできない。

一方、JR東労組は会社と「労働条件に関する協約」を締結しています!

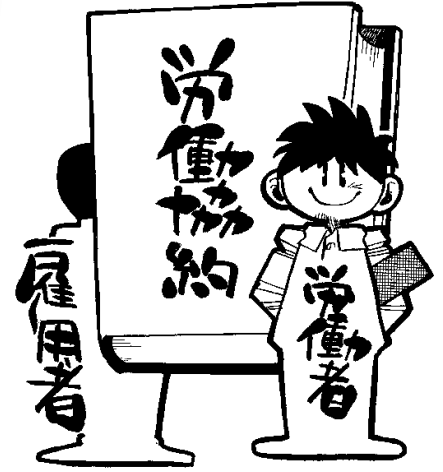
第206条 会社は、出向を命ずるにあたって組合員に出向先の業務内容及び就労条件を明示する。

2 出向期間は、原則として3年以内とする。

みなさん、知っていましたか?
業務命令<労働契約<就業規則<労働協約<労働法規<日本国憲法

上記のように、就業規則よりJR東労組が締結している「労働条件に関する協約」の方が効力を有することになります。

したがってJR東労組組合員は原則出向で承れることになりません。



このように、会社と長きにわたって交渉を繰り返してきたJR東労組には、多くの「労働協約」が存在します。

会社は4,000名の社員を 非鉄道事業へ振り分けようとしています。

しかもこそ!

JR東労組に結集し、 自らの労働条件を守り抜くために 共にたたかきましょう!